

社会福祉法人 豊見城市社会福祉協議会

表彰規程

第1条 表彰・感謝の目的

豊見城市の社会福祉事業のため功労があり、また他の模範となる個人、団体を表彰するほか、感謝状を贈呈してその功労をたたえ、併せて社会福祉事業の進展に寄与することを目的とする。

第2条 表彰・感謝の方法

- (1) 表彰または感謝は、豊見城市社会福祉大会の席において行う。
- (2) 表彰または感謝は、大会長名の表彰状・感謝状及び記念品を贈呈してこれを行う。

第3条 表彰・感謝対象の範囲

- (1) 特別功労者（様式1）
 - (イ) 社会福祉施設・社会福祉団体等の役職員でその功労顕著な者。
 - (ロ) 社会福祉事業に多額の金品を寄付しその振興に貢献した者。
 - (ハ) 社会福祉事業に対する奉仕活動が特に顕著な者。
- (2) 社会福祉事業永年勤続功労者（様式2）
 - (イ) 民生委員・児童委員（福祉委員の在任年数も含む）として3期以上在任し、現にその職にある者。
 - (ロ) 社会福祉事業に10年以上従事し、現に理事・監事・評議員である者。
（在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。）
- (3) 社会福祉事業特別永年勤続功労者（様式3）
 - (イ) 民生委員・児童委員（福祉委員の在任年数も含む）として20年以上在任し、現にその職にある者。
 - (ロ) 社会福祉事業に20年以上従事し、現に理事・監事・評議員並びに職員である者。
- (4) 優良社会福祉団体並びに地域団体（様式4）
 - (イ) 運営内容が優良で他の範とする社会福祉施設団体。
 - (ロ) 社会福祉に関する活動が優良で他の範とする地域団体。
- (5) 模範自立更正者（様式5）
 - (イ) 不自由な身体にもかかわらず、努力の結果自立更正をなした個人。

第4条 被表彰・感謝の推薦及び決定

- (1) 推薦は、豊見城市社会福祉協議会・各施設・団体機関の長がこれをなす。

- (2) 被表彰・感謝の決定は、前項により推薦されたものの中から表彰委員会でこれを行う。
- (3) 過去において本大会の表彰を受けた者は、同一事項について再度表彰されない。ただし、次の者についてはその限りでない。
 - (イ) 特別功労者の場合において、社会福祉事業に多額の金品を寄付しその振興に貢献した者。

第5条 この規程に定めない事項については、委員会で定める。

「注」

- 1. 社会福祉事業とは、社会福祉事業法第2条でいう事業及びそれに関する事業。
- 2. 永年勤続・特別永年勤続功労者の場合、通算の最終日は、表彰式典の日とする。

附 則

この規程は昭和55年4月1日から施行する。